

株 主 各 位

東京都港区六本木一丁目6番1号  
SBIリーシングサービス株式会社  
代表取締役社長 久保田 光 男

## 第6期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第6期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）については、後記「4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」に掲載しておりますので、アクセスいただき、ご確認くださいようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、いずれかの方法で議決権の行使をお願い申しあげます。各議案の内容は、後記「4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」に掲載の株主総会参考書類のとおりでございますので、同書類をご検討くださいませ、後記のご案内に従って、2023年6月23日（金曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

### 記

1. 日時 2023年6月26日(月曜日)午前10時
2. 場所 東京都港区六本木一丁目6番1号  
泉ガーデンタワー22階
3. 目的事項  
報告事項 1. 第6期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第6期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件  
決議事項

- |       |             |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件     |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件    |
| 第3号議案 | 取締役7名選任の件   |
| 第4号議案 | 取締役の報酬額改定の件 |

#### 4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト

項目番号	ウェブサイト名及びURL	アクセス方法
1	当社ウェブサイト <a href="https://www.sbils.co.jp/">https://www.sbils.co.jp/</a>	左記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式基本情報」「株主総会」「第6期定時株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。
2	株主総会資料 掲載ウェブサイト <a href="https://d.sokai.jp/5834/teiji/">https://d.sokai.jp/5834/teiji/</a>	左記ウェブサイトアクセスいただき、ご確認ください。
3	上場会社情報サービス（東京証券取引所） <a href="https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show">https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show</a>	左記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「SBIリーディングサービス」又は「コード」に当社証券コード「5834」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択いただき、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。
4	株主総会ポータル <sup>®</sup> （三井住友信託銀行） <a href="https://www.soukai-portal.net">https://www.soukai-portal.net</a>	本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ID・初期パスワードをご入力ください。

※各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態となることがございます。

閲覧できない場合は他のウェブサイトからご確認いただくか、時間をおいて再度アクセスしてください。

#### 5. 招集にあたっての決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

- ① 計算書類の以下の事項
  - ……個別注記表、株主資本等変動計算書
- ② 連結計算書類の以下の事項
  - ……連結注記表、連結株主資本等変動計算書

- (2) インターネットによる方法と議決権行使書により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとし、

- (3) インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
- (4) 議決権行使書による方法で各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

以 上

- .....
- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記「4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」にその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ以下の内容をご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

## 1. 議決権行使の方法について

以下のいずれかの方法でインターネットによる議決権行使が可能です。

### (1) スマートフォン等による議決権行使方法

- ① 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります（ID・PWの入力は不要です）。
- ② 株主総会ポータルサイト上部の「議決権行使へ」ボタンから、議決権行使画面を開きます。
- ③ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。  
※ QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

### (2) PC等による議決権行使方法

- ① 株主総会ポータルサイト (<https://www.soukai-portal.net>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「株主総会ポータルログインID」及び「パスワード」をご入力ください。
- ② 株主総会ポータルサイト上部の「議決権行使へ」ボタンから、議決権行使画面を開きます。
- ③ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

なお、議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただくことによっても議決権行使が可能です。

## 2. 議決権行使の取扱いについて

- (1) 議決権の行使期限は、2023年6月23日（金曜日）午後5時15分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱いいたします。
- (3) 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」（ただし議決権行使ウェブサイトへアクセスするパスワードを株主様ご自身で変更されている場合は変更後のパスワード）をご入力いただく必要があります。

## 3. パスワード及び議決権行使コード・株主総会ポータルログインIDの取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。届出印鑑や暗証番号と同様に大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている「議決権行使コード/株主総会ポータルログインID」は、本株主総会に限り有効です。

4. 操作方法に関するお問い合わせ先について

株主総会ポータルサイト及び議決権行使ウェブサイトの操作方法等がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

# 事業報告

( 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社グループは、投資家、パートナー、借り手（レシー）のみなさまへ、航空機・船舶等の価値ある優良資産を対象とした、魅力ある商品の組成、販売を行い、「100年企業への挑戦」の経営理念のもと、みなさまの持続的な成長に貢献できるよう事業に取り組んでおります。

当連結会計年度における国内経済は、新型コロナウイルス感染症の収束に伴う行動制限の緩和などから社会経済活動の回復への動きが見られたものの、エネルギー・原材料価格等の高騰による世界的な物価の上昇や、急激な為替の変動など、引き続き先行きが不透明な状況が続いております。

当社グループの事業領域である航空業界におきましては、燃料価格の上昇やサプライチェーンの混乱等の影響が続いていましたが、渡航制限の緩和から航空旅客需要はコロナ禍前の水準へと戻りつつあり、各国主要航空会社の売上高はコロナ禍前の水準を上回るなど回復に向かっております。

また、海運業界におきましては、ロシア・ウクライナ情勢を受けた欧州におけるエネルギー輸入動向の変化から、LNG船やタンカー市況は堅調な推移が見込まれている一方、コロナ禍において高騰したコンテナ船市況は調整局面を迎えているなど、船種ごとの市況の変化には引き続き注視が必要な状況です。

このような環境の中、当社グループのオペレーティング・リース事業においては、船舶ファイナンス世界大手のBNPパリバ銀行やSBI新生銀行グループとの協業により、優良海運会社向けの船舶JOLCO商品の組成を大幅に強化した他、北米エアライン大手アメリカン航空や欧州エアライン大手エールフランス航空向けのJOL商品の組成を行うなど、投資家にとって魅力ある商品の拡充に注力してまいりました。

一方の商品販売においては、急激な為替変動に伴うJOLCO商品（ドル建て）の購入に対する投資家心理の冷え込みに対し、パートナーへの投資家紹介手数料の引上げや値引き販売等の施策を実施するなど、販売活動の推進に努めました。

また、更なる収益機会の獲得や将来的な商品ラインナップの拡充に向けて、当社グループで船舶を保有し船舶事業を行うプリンシパルインベストメント事業を開始いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高39,572百万円(前連結会計年度比33.9%増)、営業利益4,025百万円(前連結会計年度比22.7%増)、経常利益3,532百万円(前連結会計年度比25.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益2,443百万円(前連結会計年度比76.4%減)となりました。

また、商品組成金額は202,547百万円(前連結会計年度比28.9%増)、商品出資金等販売金額は78,389百万円(前連結会計年度比40.0%増)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した当社グループの設備投資の総額は8,258百万円で、その主なものは次のとおりであります。

(イ) 賃貸資産 8,228百万円

(ロ) ソフトウェア 27百万円

③ 資金調達の状況

2022年10月19日の東京証券取引所グロス市場への上場に伴い、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額1,864百万円の資金調達を行っております。

その他、オペレーティング・リース事業における案件組成資金及び賃貸資産購入資金として、金融機関より借入を行っております。

(2) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 3 期 (2020年 3 月期)	第 4 期 (2021年 3 月期)	第 5 期 (2022年 3 月期)	第 6 期 (当連結会計年度) (2023年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	—	11,998	29,556	39,572
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 ( △ ) (百万円)	—	△671	2,813	3,532
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 ( △ ) (百万円)	—	△7,646	10,363	2,443
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 ( △ ) (円)	—	△1,934.25	1,460.28	331.32
総 資 産 (百万円)	—	40,853	29,795	48,354
純 資 産 (百万円)	—	2,383	13,158	17,778
1株当たり純資産 (円)	—	335.84	1,851.70	2,283.87

- (注) 1. 当社は第4期より連結計算書類を作成しているため、それ以前の状況は記載しておりません。  
2. 当社は、2022年6月27日開催の取締役会決議により、2022年7月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

## ②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 3 期 (2020年 3 月期)	第 4 期 (2021年 3 月期)	第 5 期 (2022年 3 月期)	第 6 期 (当事業年度) (2023年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	4,630	11,037	29,370	39,014
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 ( △ ) (百万円)	224	△442	2,995	3,426
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 ( △ ) (百万円)	68	△7,649	10,364	2,336
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 ( △ ) (円)	29.03	△1,934.86	1,460.41	316.89
総 資 産 (百万円)	38,961	22,229	29,806	41,903
純 資 産 (百万円)	729	2,383	13,159	17,670
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	308.47	335.88	1,851.80	2,269.90

(注) 当社は、2022年6月27日開催の取締役会決議により、2022年7月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

当社の親会社はSBIホールディングス株式会社で、同社は当社の株式を4,934,200株（議決権比率63.5%）保有しております。

### ② 親会社との取引

当社は親会社とシステムの利用などの取引を行っております。当該取引につきましては、一般取引と同様に市場価格等を勘案して交渉し、取引内容及び条件の妥当性等について取締役会で審議の上、決定しております。なお、取締役会では当社の利益を害するものではないと判断しております。

### ③ 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
SBILS STAR MARITIME Co., Ltd.	2 百万円	100.0%	船舶のオペレーティング・リース

(注) 上記以外の非連結子会社124社は、主に匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であります。

#### (4) 対処すべき課題

##### ①商品戦略の多様化

新型コロナウイルス感染症の拡大によって生じた航空業界の業績悪化や、急激な為替変動による外貨建て商品への投資意欲の減退など、今後も想定しうる事業リスクを鑑み、商品ラインナップの拡充や、多様な投資家ニーズに応える、より一層魅力ある商品の開発が求められます。

JOLCO商品では、船舶・コンテナ案件や、為替変動リスクに慎重な投資家に向けた円建て商品の組成に積極的に取り組むことで、商品ラインナップの更なる拡充及び市況等を鑑みた柔軟な商品提供体制の構築を図ってまいります。

また、引き続きリース料収入による安定収益の機会も得られるオペレーティング・リース商品（JOL）を手掛けることにより、タックスマネジメントニーズのみならず、実物資産投資に対するニーズを取り込むことで顧客基盤の拡大に注力してまいります。

##### ②販売網の拡充

当社グループでは、地域金融機関、証券会社、税理士及び会計士等のアライアンスパートナーと投資家の紹介に係るビジネスマッチング契約を締結しており、当社グループの事業拡大のためには、これらアライアンスパートナーからの投資家紹介数の増加が必要となります。今後、新たなアライアンスパートナーとの提携拡大や既存のアライアンスパートナーとの関係深化を図ることにより、一層の販売網の拡充を目指してまいります。

##### ③資金調達力の増大

当社グループの事業は、ファンド組成における短期的な出資引受や、航空機、船舶等の購入等、多額の資金を要します。そのため、当社グループの資金調達力の増大は複数案件の同時組成や大型案件の組成を可能とし、当社グループの業績伸長に大きく関係してまいります。

当社グループは、必要資金の大半を金融機関からの借入により調達していることから、既存金融機関との取引枠の拡大や新たな金融機関との取引により、資金調達力の増大を目指してまいります。

##### ④プロフェッショナル人材の確保

当社グループ事業を支える優秀な人材の確保は、当社グループにとりまして重要な課題と考えております。当該事業を遂行するにあたり、高度な専門知識や経験が求められることから、オペレーティング・リース取引に係る業界経験者やリースファンドの営業経験者の積極的採用を行い、プロフェッショナル人材層を厚くするとともに、採用した人材への継続的な教育と業務環境の整備を行うことで人材の長期定着化を図ってまいります。

⑤DX等を活用した業務効率化への取り組み

当社グループの取り扱う商品は、組合契約満了までの期間が概ね10年程度と長期の運用期間となっており、新たな商品の組成並びに販売に伴い、期中管理等の業務量は増加する傾向にあります。そのため、積極的にDX等を活用する事により、業務の効率化とさらなる正確性の向上を図ってまいります。

⑥内部管理体制の強化

当社グループは持続的な成長に応じた、コーポレート・ガバナンスの強化や内部管理体制の充実が重要であるものと認識しており、内部統制システムの適切な運用と継続的な改善等により、管理体制の充実に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、オペレーティング・リース事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

当社グループが提供する各サービスは以下の3つに細分しております。

事業区分	事業内容
オペレーティング・リース事業	ファンド事業
	ゼネラルアビエーション事業
	プリンシパルインベストメント事業

(6) 主要な営業所 (2023年3月31日現在)

本社	東京都港区
大阪支店	大阪府大阪市北区
福岡支店	福岡県福岡市博多区

(7) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

当社グループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
39 (21) 名	9名増	43.6歳	2.6年

(注) 1.従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を（）外数で記載しております。  
2.当社グループはオペレーティング・リース事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

**(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)**

借 入 先	借 入 額
クレディ・アグリコル銀行	7,630百万円
株式会社山陰合同銀行	5,138百万円
株式会社北九州銀行	1,569百万円
株式会社徳島大正銀行	1,569百万円
株式会社東京スター銀行	1,000百万円
株式会社筑波銀行	1,000百万円
株式会社福島銀行	1,000百万円
株式会社東和銀行	1,000百万円

(注) クレディ・アグリコル銀行からの借入額は、同行をアレンジャーとするシンジケートローン契約に基づく借入であります。

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当社は、2022年10月19日に東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 28,000,000株
- ② 発行済株式の総数 7,776,800株
- ③ 株主数 3,373名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
SBIホールディングス株式会社	4,934,200株	63.45%
日本証券金融株式会社	323,700	4.16
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	236,000	3.03
株式会社オートパンスー	165,600	2.13
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	87,500	1.13
J. P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS-SETT ACCT	87,100	1.12
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD ACISG (FE-AC)	74,570	0.96
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	74,030	0.95
岡村茂樹	64,700	0.83
楽天証券株式会社	63,000	0.81

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に使用人に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他の新株予約権等に関する重要な状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	久保田 光 男	
取締役副社長	階 戸 雅 博	
取締役	吉 原 寛	管理本部長 兼 リスクマネジメント部長
取締役	真 鍋 修 平	経理担当
取締役	粟 野 公 一 郎	弁護士(村田・若槻法律事務所)
取締役	西 堀 耕 二	公認会計士・税理士 (西堀公認会計士事務所所長) 世紀株式会社 社外監査役
常勤監査役	松 下 俊 一	
監査役	田 中 孝 広	SBIホールディングス株式会社 財務部部长
監査役	青 木 泰 岳	公認会計士・税理士 (青木泰岳公認会計士・税理士事務所所長)

- (注) 1. 取締役粟野公一郎氏及び取締役西堀耕二氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役松下俊一氏及び監査役青木泰岳氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役松下俊一氏は、金融機関・シンクタンク等の就業を通じて金融分野における豊富な経験と幅広い見識を有しております。
4. 監査役青木泰岳氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役二宮貞治氏は、2022年4月30日退任いたしました。
6. 当社は、社外取締役粟野公一郎氏及び西堀耕二氏並びに社外監査役青木泰岳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

イ. 社外取締役の責任限定契約

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1百万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

ロ. 監査役の責任限定契約

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1百万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求がなされた場合において被保険者が被る法律上の損害賠償金及び訴訟費用等が填補されます。

#### ④ 取締役及び監査役の報酬等

##### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を役員報酬規程において定めており、その内容は次のとおりであります。なお、業績連動報酬及び非金銭報酬は採用しておりません。

取締役の報酬等は、月払いの基本報酬及びその都度支給時期が決定される賞与で構成されています。株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で、基本報酬については従業員給与の最高額、過去の同順位の役員の支給実績、役員報酬の世間相場、会社の業績等への貢献度、就任の事情その他の事情を勘案し、賞与については役員個々の職務執行状況をもとに、取締役会にて決定いたします。ただし、取締役会が代表取締役に決定を一任した場合は、代表取締役がこれを決定いたします。当社においては、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容につき、2022年6月27日に開催された取締役会において代表取締役社長久保田光男にその決定を一任することを決議しており、委任を受けた代表取締役社長久保田光男が、上記決定方針に基づき決定しております。代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績等を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うにあたり、最も適しているためであります。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が上記の決定方針と整合していることから、上記の決定方針に沿うものと判断しております。

また、監査役の報酬等については、役員報酬規程において、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で監査役の協議により決定することとしております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の数 (名)
		固定報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	123 (7)	106 (7)	—	17 (0)	—	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	11 (11)	11 (11)	—	—	—	2 (2)
合 計 (うち社外役員)	135 (18)	117 (18)	—	17 (0)	—	9 (4)

- (注) 1. 上表には、2022年4月30日をもって退任した取締役1名を含んでおり、無報酬の監査役1名を除いております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2021年6月21日にあったものとみなされた株主総会の決議により、年額150百万円以内としております。なお、当該株主総会終結時点における取締役の員数は7名（うち社外取締役0名）です。また、監査役の報酬限度額は、2021年12月24日にあったものとみなされた株主総会の決議により、年額20百万円以内としております。なお、当該株主総会終結時点における監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）です。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重要な兼職の状況	兼務先と当社との関係
取締役	栗 野 公 一 郎	弁護士(村田・若槻法律事務所)	特別な関係はありません。
取締役	西 堀 耕 二	公認会計士(西堀公認会計士事務所所長) 世紀株式会社 社外監査役	特別な関係はありません。
監査役	松 下 俊 一	—	—
監査役	青 木 泰 岳	公認会計士(青木泰岳公認会計士・税理士事務所所長)	特別な関係はありません。

(注) 社外監査役松下俊一氏は、当社の常勤監査役であり、兼職先等はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況及び発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	栗 野 公 一 郎	<p>当事業年度に開催された取締役会25回のうち25回に出席いたしました。</p> <p>主に弁護士としての専門的見地から、取締役会では、当該視点から積極的に意見を述べており、特に法務及びコンプライアンス分野について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
社外取締役	西 堀 耕 二	<p>当事業年度に開催された取締役会25回のうち25回に出席いたしました。</p> <p>主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会では、当該視点から積極的に意見を述べており、特に財務及び会計並びに税務分野について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
社外監査役	松 下 俊 一	<p>当事業年度に開催された取締役会25回のうち25回、監査役会10回のうち10回に出席し、金融分野における豊富な経験や実績と幅広い見識から、取締役会及び監査役会において適宜必要な発言を行っております。</p>
社外監査役	青 木 泰 岳	<p>当事業年度に開催された取締役会25回のうち25回、監査役会10回のうち10回に出席し、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と専門的知識に基づき、取締役会及び監査役会において適宜必要な発言を行っております。</p>

(注) 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	47百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計金額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、過去の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算定論拠等を検討した結果、会計監査人の報酬額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、コンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約・補償契約について

該当事項はありません。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 当社は、法令遵守及び倫理的行動が、当社の経営理念・ビジョンの実現の前提であることを、代表取締役をして全役職員に徹底させるものとする。

(ロ) 当社は、コンプライアンス規程を制定し、役職員は法令・定款及び経営理念を遵守した行動をとらなければならない旨を明記する。また、その徹底を図るため、コンプライアンス担当役員を定め、当社のコンプライアンス上の課題・問題の把握に努めさせる。

(ハ) 当社は、他の業務執行部門から独立した内部監査部門を設置する。内部監査部門は、独立及び客観的立場から内部統制システムの整備・運用状況を定期的に監視、検証し、その結果が取締役会に報告されるほか、監査役にも定期的に報告される。

(ニ) 当社は、コンプライアンス上の問題を発見した場合における、通報者の保護が図られた適切な内部通報制度を整備し、情報収集に努めます。

##### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(イ) 当社は、取締役会、経営会議及び稟議に係る文書等、取締役の職務執行に係る文書又はその他の情報を、文書保存管理規程に基づき適切に保管・管理する。

(ロ) 当社は、取締役又は監査役の要請があるときは、これを閲覧に供する体制を確保する。

##### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ) 当社は、リスク管理規程等を制定し、業務に関するリスク情報の収集と分析を行って、経営上の様々なリスクを総合的に管理するリスク管理体制を構築する。

(ロ) 当社は、リスク管理部門を設置し、同部門は、内在する各種リスクの測定・モニタリングを行って取締役会に定期的に報告する。

(ハ) 当社は、危機事態への対応に関する基本方針を定め、不測の事態に備える体制を構築する。

##### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ) 当社は、取締役会において、会社の重要な方針を決定し、また組織の職務分掌を定め、職務の執行を行わせる。

(ロ) 職務執行については、業務分掌及び職務権限規程にて職務分掌を明確にする。

- ⑤ 当社及び親会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (イ) 当社は、法令遵守及び倫理的行動が、当社の所屬する親会社の経営理念・ビジョンの実現の前提であることを、代表取締役をして全役員・社員に徹底させるものとする。
  - (ロ) 法令等を遵守し、当社及び子会社の内部統制の実効性を高める施策を実施する。
  - (ハ) 当社グループの重要な方針を制定し、子会社に周知する。
  - (ニ) 親会社のコンプライアンス行動規範に準拠し、業務運営を行う。
  - (ホ) 当社の事業活動又は役員・社員に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合の社内及び当社グループ内の通報・相談窓口に関するルールを周知徹底する。
  - (ヘ) 当社は、子会社の経営管理を行うことにより子会社の業務の適正を確保する。子会社の状況については、取締役会に報告を行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 当社は、監査役の職務を補助するため、監査役の求めに応じて、使用人を置く。当該使用人の人事考課、人事異動及び懲戒処分については、監査役と事前に協議を行い、その意見を尊重するものとする。
- ⑦ 当企業集団の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 取締役及び使用人は、当社グループに関する次の事項を知ったときは、監査役に適時かつ的確に報告するものとする。また、取締役及び使用人は、監査役より当社グループに関する次の事項について説明を求められたときは、速やかに詳細な説明を行うものとし、合理的な理由無く説明を拒んではならないものとする。
- (イ) 会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項
  - (ロ) 経営に関する重要な事項
  - (ハ) 内部監査に関連する重要な事項
  - (ニ) 重大な法令・定款違反
  - (ホ) その他取締役及び使用人が重要と判断する事項
- ⑧ その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ) 当社は、監査役の求めに応じて、取締役及び使用人をして監査役と定期的に会合を持たせ、当社グループの経営上の課題及び問題点の情報共有に努めるほか、監査役と内部監査部門及び会計監査人の情報共有を図るものとする。
  - (ロ) 当社は、監査役が重要な子会社の監査役との定期的な会合を設け、相互に連携して、当社グループの監査の実効性を確保できる体制の整備に努めるものとする。

(ハ) 当社は、監査役が職務を遂行可能とするために必要な費用については前払を含めてその支払いに応じる。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保すべく、適用のある関係法令等に基づき、財務報告に係る内部統制報告制度の有効かつ適切な運用体制を構築し、その整備、運用、評価を継続的に行うとともに、改善等が必要となった場合は速やかにその対策を講じるものとする。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、反社会的勢力に対する基本方針に基づき、反社会的勢力と一切の関係を遮断し、毅然として対応することを宣言するとともに、警察、弁護士等の外部専門機関との連携体制強化を図るなど、反社会的勢力排除に向けた体制の整備を推進するものとする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 当社は、取締役会規程に基づき、各月定時開催すると共に必要に応じて臨時に開催しており、各議案についての十分な審議や取締役の業務執行状況についての報告が行われ、活発な意見交換がなされております。

取締役会には、社外取締役及び社外監査役が出席し、経営に対する監視機能を果たしております。

(ロ) 当社は、役職員にコンプライアンス規程の周知を図り、WEBラーニングシステム等により教育を行い、役職員のコンプライアンス意識の向上を図っております。

(ハ) 他の業務執行部門から独立した内部監査室は、取締役会の承認を受けた内部監査計画に基づき、内部管理態勢の有効性・適切性について、各部室店を対象とする監査を実施し、代表取締役及び監査役に対し、その結果及び改善状況を定期的に報告しております。

(ニ) 当社は、内部通報制度について、外部の相談窓口(弁護士)を設けるなど、通報者の保護を図り、問題の早期発見と改善を図っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、稟議決裁書その他取締役の職務執行に係る情報を、取締役会の制定した文書管理規程に基づき適切に保管・管理しております。また、各役員は常時これらの文書を閲覧できるようになっております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理担当部署を設置し、当社グループの規模、特性、及び業務内容に応じて適切なリスク管理に努めております。リスク管理担当部署は、リスクを識別・評価し、リスクレポートに取り纏め、取締役会へ報告するほか、必要に応じて対策を検討しております。また、経営危機が顕在化した場合に関しては、危機対応に関する基本方針並びにコンティンジェンシープランを策定し不測の事態に備える体制を整備しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会において、会社の重要な方針を決定し、また組織の職務分掌を定め、職務の執行体制を明確にしております。機動的な意思決定プロセスを経て業務を遂行する必要性から、経営に関する会議体を構築するなど職務の執行の効率化を図っております。

⑤ 当社及び親会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ) 当社は、コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス上の課題の把握及び解決に努めております。また、全役員による法令遵守及び倫理的行動が極めて重要であるものと認識しており、その周知を図っております。

(ロ) 当社親会社グループとの関係においては、そのコンプライアンス行動規範に従い業務の運営を行い、当社の事業活動及び役員による法令違反の疑義がある行為については相談及び協議を行っております。

(ハ) 当社グループは、当社の親会社である S B I ホールディングス株式会社及びその子会社との取引を行う場合、一般株主の利益保護の観点から、当該取引の必要性及び当該取引の条件が第三者との通常取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認しております。

(ニ) 当社は、子会社について、関係会社管理規程等に従い、業務の適正な運営を図っております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、その職務を補助するため、監査役会の求めに応じて、使用人を置くこととしております。当該使用人の人事考課、人事異動及び懲戒処分については、監査役会と事前に協議を行い、その承認を得ることとしております。

- ⑦ 当企業集団の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (イ) 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、重要な意思決定のプロセス及び業務の執行状況の報告を受けております。また、必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び職員より説明を受けております。
  - (ロ) 当社役員は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、及び内部通報制度による通報状況等の内容を報告しております。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ) 監査役は、代表取締役、内部監査室、及び会計監査人と定期的又は随時、会合を実施し、経営全般に亘る事項について意見交換を行っております。
  - (ロ) 監査役の職務の執行について生ずる通常のコストは、監査役の監査計画に基づき、予め当社の予算に計上しております。また、当社は、緊急又は臨時の監査費用を含め、監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役の請求に基づき、適切に処理を行っております。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、財務報告の信頼性を確保すべく、適用のある関係法令等に基づき、財務報告に係る内部統制報告制度の有効かつ適切な運用体制を構築し、その評価を継続的に行っております。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制
- 当社グループは、反社会的勢力に対する基本方針に基づき、反社会的勢力と一切の関係を遮断し、毅然として対応することを宣言しております。また、反社会的勢力の事前排除に関し必要な事項を定め、体制を整備し役職員の教育の強化をする等、健全な業務の遂行を確保しております。

## 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>( 資 産 の 部 )</b>		<b>( 負 債 の 部 )</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>37,283</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>16,643</b>
現金及び預金	13,812	短期借入金	8,800
営業未収入金	340	1年内返済予定の長期借入金	502
商品出資金	21,768	未払金	383
その他	1,360	未払法人税等	2,914
<b>固 定 資 産</b>	<b>11,071</b>	契約負債	3,320
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>8,960</b>	その他	722
賃貸資産	8,893	<b>固 定 負 債</b>	<b>13,932</b>
賃貸資産	8,893	長期借入金	13,904
社用資産	67	資産除去債務	27
建物附属設備	62	<b>負 債 合 計</b>	<b>30,575</b>
工具、器具及び備品	4	<b>( 純 資 産 の 部 )</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>337</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>17,754</b>
のれん	309	資本金	1,032
ソフトウェア	28	資本剰余金	3,912
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,773</b>	利益剰余金	12,809
関係会社株式	193	その他の包括利益累計額	6
関係会社出資金	48	繰延ヘッジ損益	6
繰延税金資産	1,375	新株予約権	17
その他	155	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>17,778</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>48,354</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>48,354</b>

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	39,572
売上原価	32,405
売上総利益	7,167
販売費及び一般管理費	3,141
営業利益	4,025
営業外収益	
受取利息	0
商品出資売却益	87
為替差益	24
その他	1
合計	113
営業外費用	
支払利息	384
支払手数料	209
株式交付費	12
その他	0
合計	606
経常利益	3,532
特別損失	
関係会社株式評価損	12
関係会社清算損	3
税金等調整前当期純利益	3,516
法人税、住民税及び事業税	2,742
法人税等調整額	△1,669
当期純利益	2,443
親会社株主に帰属する当期純利益	2,443

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【 資 産 の 部 】		【 負 債 の 部 】	
流 動 資 産	36,969	流 動 負 債	16,075
現金及び預金	13,485	短期借入金	8,800
営業未収金	340	未払金	383
商品出資金	21,768	未払法人税等	2,914
その他	1,373	契約負債	3,320
		その他	657
固 定 資 産	4,934	固 定 負 債	8,157
有形固定資産	1,153	長期借入金	8,130
賃貸資産	1,085	資産除去債務	27
賃貸資産	1,085		
社用資産	67	負 債 合 計	24,233
建物附属設備	62	【 純 資 産 の 部 】	
工具、器具及び備品	4	株 主 資 本	17,645
無 形 固 定 資 産	337	資 本 金	1,032
の れ ん	309	資 本 剰 余 金	3,912
ソフトウェア	28	資 本 準 備 金	1,032
投 資 そ の 他 の 資 産	3,443	そ の 他 資 本 剰 余 金	2,880
関係会社株式	195	利 益 剰 余 金	12,700
関係会社出資金	48	そ の 他 利 益 剰 余 金	12,700
関係会社長期貸付金	1,712	繰 越 利 益 剰 余 金	12,700
繰延税金資産	1,375	評 価 ・ 換 算 差 額 等	6
その他	111	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	6
		新 株 予 約 権	17
資 産 合 計	41,903	純 資 産 合 計	17,670
		負 債 純 資 産 合 計	41,903

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	39,014
売上原価	32,047
売上総利益	6,967
販売費及び一般管理費	3,132
営業利益	3,835
営業外収益	
受取利息	26
商品出資金売却益	87
為替差益	43
その他	1
営業外費用	
支払利息	353
支払手数料	200
株式交付費	12
経常利益	3,426
特別損失	
関係会社株式評価損	12
関係会社清算損	3
税引前当期純利益	3,410
法人税、住民税及び事業税	2,742
法人税等調整額	△1,669
当期純利益	2,336

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

SBIリーシングサービス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 倉本和芳

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田 寛 照 夫

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、SBIリーシングサービス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIリーシングサービス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

SBIリーシングサービス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 倉本和芳

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田嶋照夫

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、SBIリーシングサービス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、必要に応じて事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

SBIリーシングサービス株式会社 監査役会

常勤監査役 松 下 俊 一 ⑩

監 査 役 田 中 孝 広 ⑩

監 査 役 青 木 泰 岳 ⑩

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は事業拡大による企業価値の向上を最重要政策に位置付けるとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金10円 総額は77,768,000円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年6月27日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

コーポレート・ガバナンスの充実を機動的に行えるよう、会社法上の制度ではない役付取締役の改廃は取締役会で行うこととし、現行定款第21条（代表取締役及び役付取締役）第2項の役付取締役に関する規定を削除するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。	(代表取締役) 第21条 (現行どおり)
<u>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u>	<u>2. (削除)</u>

### 第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	久保田 光 男 (1962年10月5日)	1986年4月 野村証券株式会社 入社 2009年4月 同社 執行役員首都圏地区担当兼本店長 2011年4月 野村バブコックアンドブラウン株式会社 常務取締役 2017年4月 同社 専務取締役 2020年4月 当社代表取締役社長（現任）	一株
	<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 久保田光男氏は、2020年4月から当社代表取締役社長として当社グループの経営において重要な役割を果たしております。また、金融分野全般における豊富な経験を有し、今後も当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。</p>		
2	階戸 雅 博 (1973年3月21日)	1995年4月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)入行 1999年10月 通商産業省(現 経済産業省)出向 2005年11月 イー・トレード証券株式会社(現 株式会社SBI証券)入社 2010年5月 株式会社SBI証券 執行役員商品部長 2012年6月 SBIマネープラザ株式会社 取締役 2014年4月 同社 取締役執行役員常務 2017年4月 当社代表取締役社長 2020年4月 当社取締役副社長（現任）	一株
	<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 階戸雅博氏は、当社取締役副社長を務め、当社グループ事業の成長に大きく貢献するなどの実績があり、経営全般に関する幅広い見識と豊富な経験を有しております。また、金融分野全般における豊富な経験を有し、今後も当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	よし ほん ひろし 吉原 寛 (1963年10月21日)	1987年4月 野村証券株式会社 入社 2013年4月 同社 公開引受部長 2015年4月 同社 公共法人部長 2017年4月 野村パブコックアンドブラウン株式会社コーポレート統括部長 2020年10月 当社取締役管理本部長 2023年2月 当社取締役管理本部長 兼 リスクマネジメント部長(現任)	一株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 吉原寛氏は、2020年10月から当社取締役管理本部長として当社グループの管理全般において重要な役割を果たしております。また、経営全般に関する幅広い見識と豊富な経験を有しており、今後も当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。		
4	ま なべ しゅう へい 真鍋 修平 (1965年2月6日)	1988年4月 芙蓉総合リース株式会社 入社 2000年4月 ウェブリース株式会社(現 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社)入社 2002年3月 S B I リース株式会社 取締役管理本部長 (現 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社) 2008年6月 同社 代表取締役(現 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社) 2018年3月 当社取締役(現任)	一株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 真鍋修平氏は、当社取締役就任時より当社の経営戦略を経理・財務面から支えてまいりました。特に、財務及び会計分野における相当の専門性に加え、高い倫理観を有しております。今後も当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。		
5	あわ の こういちろう 栗野 公一郎 (1982年5月18日)	2010年1月 西内・加々美法律事務所入所 2015年10月 村田・若槻法律事務所入所(現任) 2021年12月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士(村田・若槻法律事務所)	一株
	<b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 栗野公一郎氏は、弁護士としての豊富な経験と企業法務に関する専門的かつ高度な知見と高い倫理観を有しております。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、引き続き当該知見を活かして特に法務・コンプライアンス分野において専門的かつ独立した観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことにより、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を期待できると判断したため、引き続き同氏を社外取締役候補者といたしました。		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
6	にし ぼり こう じ 西 堀 耕 二 (1955年12月29日)	<p>1979年4月 監査法人太田哲三事務所（現：EY新日本有限責任監査法人）入所</p> <p>1981年12月 デロイト・ハスキング・アンド・セルズ共同事務所（現 有限責任監査法人トーマツ）入所</p> <p>1989年9月 デロイト・ハスキング・アンド・セルズ ロンドン事務所（税務）出向</p> <p>1993年6月 勝島敏明税理士事務所（現 デロイト・トーマツ税理士法人）パートナー 就任</p> <p>1995年8月 ロンドンの出向先より帰任</p> <p>2000年6月 税理士法人トーマツ（現 デロイト・トーマツ税理士法人）代表社員 就任</p> <p>2004年6月 同東京事務所法人総合部門長 就任</p> <p>2010年10月 同東京事務所所長 就任</p> <p>2010年11月 同理事長 就任</p> <p>2013年9月 同理事長 退任</p> <p>2013年10月 同シニア・アドバイザー・パートナー 就任</p> <p>2014年11月 税理士法人トーマツ社員脱退とともに退職</p> <p>2014年12月 同 シニアアドバイザー 就任</p> <p>2015年6月 同 シニアアドバイザー 退任</p> <p>2015年12月 F-Power 株式会社社外監査役就任</p> <p>2016年6月 世紀株式会社社外監査役就任（現任）</p> <p>2018年6月 社会福祉法人こころみる会監事就任（現任）</p> <p>2022年3月 当社社外取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>公認会計士・税理士(西堀公認会計士事務所所長)</p> <p>世紀株式会社 社外監査役</p>	一株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>西堀耕二氏は、公認会計士及び税理士として、財務及び会計並びに税務に関する高度な専門性、豊富な経験及び高い見識を有しております。引き続き当該知見を活かして特に財務及び会計並びに税務分野において専門的かつ独立した観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことにより、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を期待できると判断したため、引き続き同氏を社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
7	※ 佐藤公平 (1961年4月18日)	1984年4月 野村証券株式会社 入社 2003年4月 同社 企業金融三部長 2005年7月 野村ホールディングス株式会社 経営企画部長 2007年4月 野村証券株式会社 執行役企業金融担当 2009年4月 同社 監査特命取締役 2011年4月 同社 常務執行役員大阪駐在 2013年4月 野村バブコックアンドブラウン株式会社 代表取締役社長 2018年6月 株式会社野村総合研究所 常勤監査役 2022年9月 SBIホールディングス株式会社 顧問(常勤) 2023年5月 当社顧問(常勤)(現任)	一株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 佐藤公平氏は、オペレーティング・リース業界での豊富な知見及びマネジメント経験を有しております。また、リスク管理体制を含む経営全般に関する幅広い見識と豊富な経験を有しており、当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、同氏を取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 栗野公一郎氏及び西堀耕二氏は、社外取締役候補者であります。
4. 栗野公一郎氏及び西堀耕二氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって栗野公一郎氏が約1年6か月、西堀耕二氏が約1年4か月となります。
5. 当社は、栗野公一郎氏及び西堀耕二氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、栗野公一郎氏及び西堀耕二氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求がなされた場合における被保険者の法律上の損害賠償金及び訴訟費用等が填補されます（株主代表訴訟の場合を含む）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、栗野公一郎氏及び西堀耕二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

<取締役>候補者のスキル・マトリックス

候補者番号	氏名	経営/事業戦略	業界経験	財務/会計	法務/コンプライアンス	営業/マーケティング	グローバル経験
1	久保田 光 男	○	○			○	○
2	階 戸 雅 博	○	○	○		○	○
3	吉 原 寛	○	○		○		
4	真 鍋 修 平	○	○	○			
5	栗 野 公 一 郎				○		
6	西 堀 耕 二	○		○			○
7	佐 藤 公 平	○	○		○	○	

※上記スキルは保有するスキルの一部であり、すべての知見や経験を表すものではありません。

#### 第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2021年6月21日にあったものとみなされた株主総会において、年額150百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額200百万円以内（うち社外取締役分15百万円以内）と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は事業報告の「2.会社の現況(3)会社役員の状況④取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおりであります。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であります。第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役2名）となります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区六本木一丁目6番1号  
泉ガーデンタワー22階  
TEL 03-6229-1080



〈交通のご案内〉

最寄り駅 南北線「六本木一丁目」駅直結（中央改札口をご利用ください。）

なお、お車でのご来場はご遠慮ください。

UD  
FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

